

組織共済給付一覧表

給付種目	共済事由の区分	共済金の額	申請に必要な書類等		
Ⅰ 死亡弔慰金	1. 本人の死亡	500,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・給付申請書 注：親は組合員と配偶者の両方 		
	2. 配偶者の死亡	200,000円			
	3. 子の死亡	50,000円			
	4. 親の死亡	10,000円			
Ⅱ 住宅見舞金	1. 火災または人為的行為による損害 ア. 全焼・全壊 イ. 半焼・半壊 ウ. 一部焼・一部損壊・消防冠水 ①建物の損害 損害額20万円以上 同10～20万円未満 同1～10万円未満 ②家財の損害 損害額1万円以上	400,000円 200,000円 100,000円 50,000円 10,000円 10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・給付申請書 ・住宅災害損害申告書 ・写真(一部焼以下の場合には不要) 注：航空機墜落・車両飛び込み・爆発破裂・漏水等人為的行為での損害はこの項目で給付する。 ただし加入者とその同居親族の場合及び故意は対象外 注：消防または避難での全壊・冠水等の損害も、この項目で給付する 		
	2. 地震・噴火・津波による損害 ア. 全焼・全壊 イ. 半焼・半壊 ウ. 一部焼・一部損壊	給付対象外 (理事会の決定により個別対応)			
	3. 自然災害による損害(地震・噴火・津波以外) ア. 全焼・全壊 イ. 大規模半壊 ウ. 半焼・半壊 エ. 床上浸水 オ. 一部焼・一部損壊	120,000円 90,000円 60,000円 50,000円 20,000円		<ul style="list-style-type: none"> ・給付申請書 ・住宅災害損害申告書 ・写真(床上浸水/一部焼・一部損壊の場合には不要) 注：落雷は自然災害扱い 落雷によるテレビ・同アンテナ・パソコン・FAXなど電気器具の損害は自然災害の損害扱い。ただし、落雷により建物に火災が発生したときは火災扱いとする。 自然災害とは、洪水・台風・竜巻・集中豪雨・崖崩れ・高潮・雹その他の自然現象による損害をいう 	
	4. 親族の死亡	20,000円			
	Ⅲ 重度障害見舞金	1. 労働基準法の身体障害等級表1級～2級及び3級の2～4に該当するもの(組合員本人のみ)		300,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・給付申請書 ・医師の証明書又は障害者手帳(労働基準法重度障害のわかるもの) ・医師の証明書(診断書)の原本添付の場合診断書料補助の対象となります
		2. 診断書料補助		5,000円	
	Ⅳ 結婚金	組合員本人の婚姻(事実婚を含む)		10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・給付申請書
Ⅴ 傷病見舞金	病気・ケガによる7日以上 の入院または連続15日以上 の休暇取得者	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・給付申請書 注：一事由につき1回の給付。万一死亡の場合は併給可 		